

上峰町民センタープロジェクター設置工事仕様書

1. 調達物品名・数量

- (1) プロジェクターシステム1式

2. 要求仕様等

- (1) プロジェクター本体1台
- (2) 下手袖映像ワゴン1式
- (3) 設置調整工事費1式

3. 調達物品の備えるべき技術的要件

- (1) プロジェクター本体に関しては以下の要件を満たすこと

- (1)-1 形態及び光源：レーザー光源または同等のもの
- (1)-2 光出力：20,000lm
- (1)-3 光出力半減時間：20,000時間以上
- (1)-4 画素数：2,304,000画素数以上
- (1)-5 解像度：WUXGA(1920×1200ドット)
- (1)-6 コントラスト比：3,000,000:1(全白/全黒)
- (1)-7 接続端子：HDMI(4K信号対応)×1以上
RS-232C制御端子×1以上
RJ-45端子×1以上
- (1)-8 本体色：可能な限り白色であること
- (1)-9 その他：投写画面を補正する機能を有すること

参考機種：Panasonic社製 PT-MZ20K

- (2) ホール内ステージ下手袖映像ワゴンに関しては以下の要件を満たすこと

- (2)-1 (1)で提案した物品を瑕疵なく投影することができること

- (3) 映像通信ケーブルシステムに関しては以下の要件を満たすこと

- (3)-1 パソコン等からプロジェクターへ投影時の出力遅延が少ないこと
- (3)-2 パソコン等への接続が容易であること
- (3)-3 パソコン等との接続はHDMI規格であること

4. 設置場所

- (1) 調達物品は以下の場所に設置すること

上峰町民センターホール

5. 設置・保守に関する要件

- (1) 設置条件

- (1)-1 落札者は、上峰町と設置作業関連の納期及び期間のスケジュールを事前に協議し、そのスケジュールに従い完了すること。

- (2) 保守体制

- (2)-1 引き渡しの際、上峰町に対し操作方法や保守管理方法等の説明を行うこと。

説明は、上峰町が指定する日時、場所で行うこと。

(2)－2 操作マニュアルは、各装置について2部用意すること。なお、電子媒体を用いた電子データでの納入も可とする。

(2)－3 上峰町から機器の使用方法について照会があった際は、遅滞なく対応する体制を整えること。

(2)－4 調達物品に障害が発生した場合は、復旧のため、速やかに現場に専門技術者を派遣し、対応できる体制であること。

(2)－5 通常の使用で発生した故障の修理を速やかに実施できる体制であること。

(2)－6 完了検査確認後、1年間は通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。

6. 保証

(1) 設置後、1年以内に設定上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合は、無償修理を行わなければならない。

7. 提出書類

(1) 下記の書類を提出すること。

(1)－1 着工届 1部

(1)－2 現場代理人等通知書 1部

(1)－3 経歴書 1部

(1)－4 工程表 1部

(1)－5 一部下請負申請書（下請負契約をしようとするとき） 1部

(1)－6 完成通知書 1部

(1)－7 請負金請求書 1部

(1)－8 施工計画書 1部

(1)－9 工事打合簿・打合記録簿 1部

(1)－10 出来高管理表 1部

(1)－11 施工管理簿 1部

(1)－12 使用材料搬入報告書 1部

(1)－13 廃棄物処理報告書 1部

(2) 工事写真は「営繕工事写真撮影要領」（平成31年版）を参考に撮影すること。

(3) 工事写真の提出部数は以下とする。

(3)－1 完成写真（着工前と完成） 2部 ※写真には日付を入れること。

(3)－2 工事写真（着工～完成） 1部

(4) 竣工図等の提出部数は以下とする。

(4)－1 竣工図 1部（原則、製本とする。）

(4)－2 施工図 1部（原則、製本とする。）

(4)－3 CD-R（竣工図・施工図） 1部

8. その他

(1) 仕様に関する留意事項

(1)－1 納入品は新品とする。

(1)－2 納入、設置に用いる梱包材等の不用品については、落札者にて撤去処分を行うこと。

(1)－3 撤去処分については、関係法令に基づいて適切に行うこと。

(1)－4 技術的要件はすべて必須の要求要件である。

(1)－5 必須の要求要件は上峰町が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には、不合格となり、落札決定の対象から除外する。

(2) その他

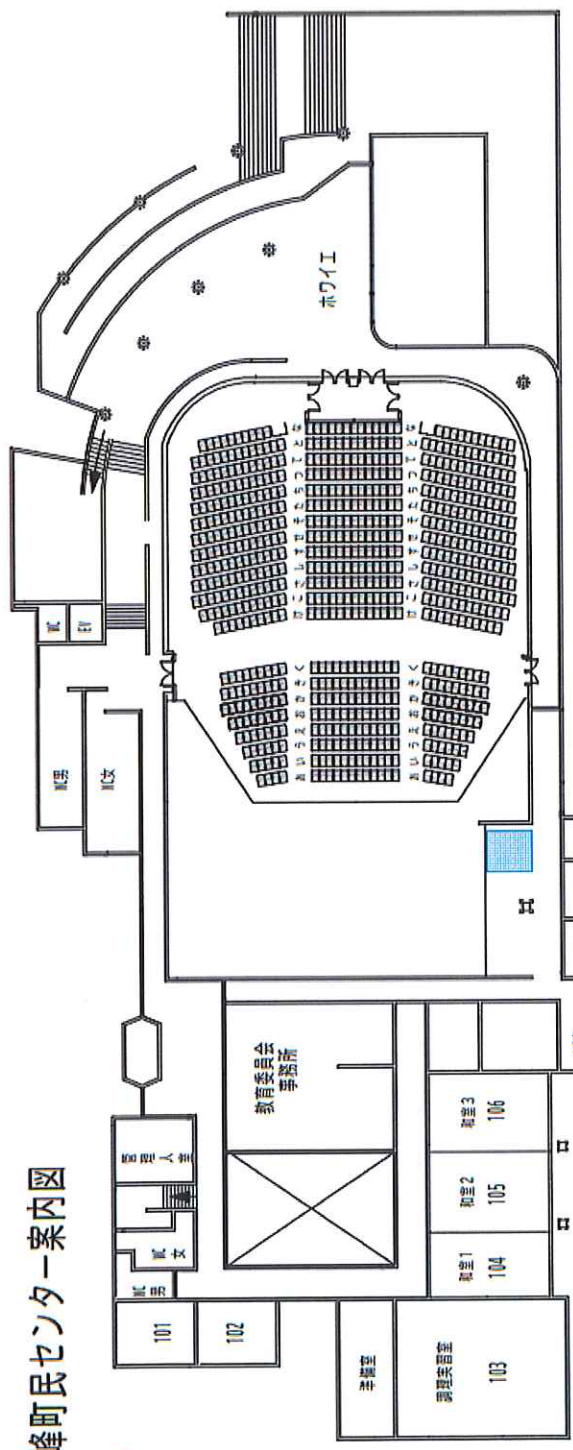
(2)－1 本仕様書に記載されていない事項を履行する際は、上峰町担当職員と協議のうえ履行すること

9. 履行期限

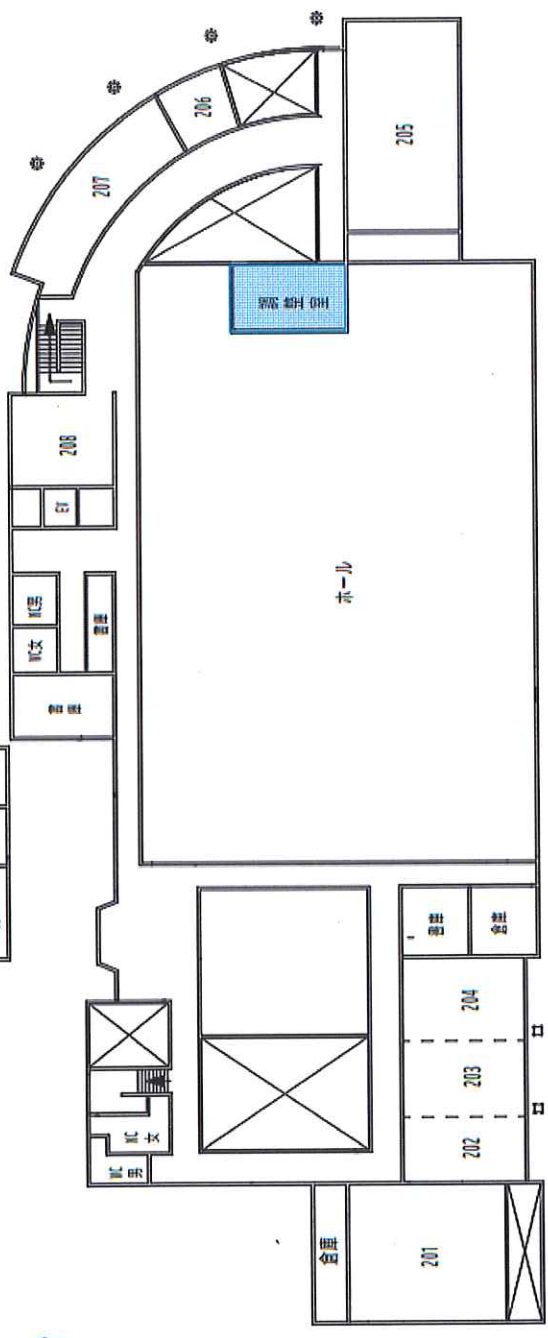
令和8年10月28日

上峰町民センター案内図

1階



2階



- 101 健康相談室 10人
- 102 会議相談室 10人
- 103 調理実習室 36人
- 104 和室(1) 12畳
- 105 和室(2) 18畳
- 106 和室(3) 18畳
- 201 会議室(1) 50人
- 202 農事研修室 27人
- 203 後継者研修室 27人
- 204 農事実習室 36人
- 205 視聴覚室 104席
- 206 児童室 8人
- 207 図書室 20人
- 208 キャンプー 704席

